

## 庁議記録（令和7年5月28日開催分）

### 《その他事項》

#### ◆戸籍氏名の振り仮名記載について

（総務部 市民課）

令和7年5月26日に戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、戸籍氏名に振り仮名（カタカナ表記）を記載するもの。

本籍地の市区町村から通知される振り仮名が、実際の振り仮名と異なる場合は届出が必要となり、令和8年5月26日までに届出がなかった場合は、通知した振り仮名が職権記載される。